

2月定例連絡委員幹事会

とき 令和8年2月3日（火） 午後3時～
ところ 市役所 2階 会議室1

1 市民憲章唱和

2 あいさつ

3 議題

(1) 第53回碧南市民駅伝大会及び碧南小学生駅伝2026の開催について（報告及び依頼）（スポーツ課）…………… P1～11（資料1）

(2) 燃やすことのできるごみ袋及びごみカレンダーの配布について（環境課）
…………… P12～15（資料2）

(3) 敬老会助成事業の廃止について（高齢介護課）…………… P16（資料3）

(4) 防災行政無線（移動系）の更新及び配備先の見直しについて（危機管理課）
…………… P17～18（資料4）

(5) 令和7年度地域振興事業補助金実績報告書の提出について（依頼）（地域協働課）
…………… P19～22（資料5）

4 その他

(1) 令和7年度広報へきなん配布日程について（秘書課）…………… P23（資料6）

5 意見交換

碧南市民憲章

衣浦港を門戸として、広く世界に目を開き、あたたかく明るい郷土「碧南」をつくるため、わたくしたちは自治の約束として、この憲章を掲げます。

1. 安心して住める町に
いのちを大切にし、すこやかな
まいにち
毎日をおくります。

1. 活気ある町に
元気で働き、豊かな家庭を
築きます。

1. あたたかい心の町に
話し合いの輪をひろげ、なごやかな
しゃかい
社会をつくります。

1. きれいな水と青い空の町に
自然をだいじにし、美しい郷土を
つくります。

1. 清新的文化の町に
若い力を育て、文化と教養の
まちをつくります。

連絡先 スポーツ課スポーツ係
担当 本多・小川内
電話 48-5311

令和 8 年 2 月 3 日

碧南市連絡委員 各位

教育部スポーツ課

課長 中嶋忠彦

(公印省略)

第 53 回碧南市民駅伝大会及び碧南小学生駅伝 2026 の開催について（報告及び依頼）

日頃は、碧南市のスポーツ振興に多大なご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、下記のとおり碧南市民駅伝大会及び碧南小学生駅伝を開催します。当日のコース上は大変混雑が予想されるため、ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、参加者の安全確保のため事前周知をお願いします。また、一部の道路にて車両進入規制を行いますので、対象となる町内会においては回覧をお願いします。

記

1 日時

(1) 第 53 回碧南市民駅伝大会 令和 8 年 3 月 1 日（日）午前 10 時 00 分スタート

※最終ランナーがフィニッシュするのは 12 時 45 分を予定

(2) 碧南小学生駅伝 2026 令和 8 年 3 月 1 日（日）午前 10 時 15 分スタート

2 場所

(1) 第 53 回碧南市民駅伝大会 市内一円

(2) 碧南小学生駅伝 2026 臨海公園内及び周辺

3 回覧

(1) 対象町内会

本郷町、二本木町、神有町、南城山町、天神町、池下照光町、鷺塚町、鷺林町、旭町、鴻島町、三宅町、伏見町、日進町

(2) 内容

周辺道路の車両規制の周知（別紙チラシのとおり）

(3) 配布時期

3月号の広報と同時配布

第53回碧南市民駅伝大会 要項

- 1 趣 旨 スポーツに参加する機会を作り、健康保持増進とスポーツマインドの高揚を図る。
この大会はスポーツ推進計画に基づく「元気ッス！運動」の一環として開催する。
- 2 主 催 碧南市、碧南市教育委員会、碧南市スポーツ協会
- 3 主 管 碧南市民駅伝大会実行委員会
- 4 後 援 碧南商工会議所、碧南ロータリークラブ、碧南ライオンズクラブ、(株)中日新聞社
- 5 協 力 碧南警察署、碧南交通安全協会、碧南市陸上競技協会、碧南市スポーツ推進委員会、
トヨタ自動車(株)、(株)J E R A碧南火力発電所
- 6 協 賛 ウエルネオシュガー(株)中部工場、アイシン辰栄(株)、
(株)ユナイテッドスポーツ 榊原スポーツ
- 7 日 時 (1) 日 時 令和8年3月1日（日）（雨天決行）
(2) 受 付 午前 7時50分～8時20分
(3) 開会式 午前 8時30分～9時00分
(4) スタート 午前10時00分
(5) 表彰式 午後 4時00分（予定）
- 8 会 場 (1) 受付（チーム） 臨海公園ドーム
(2) 受付（走者） 各中継点
(3) 開会式 臨海公園ドーム
(4) 表彰式 臨海体育館 第1体育室（対象チームのみ）
- 9 コース 5区間 23.4km（詳細は別紙）
臨海公園スタート(5.4km) ⇒ 碧南工科高校(4.6km) ⇒ 鷲塚小学校(5.7km) ⇒
前浜公園(3.2km) ⇒ 2号地多目的グラウンド(4.5km) ⇒ 臨海公園ゴール
- 10 参加資格 「交通整理員」の職務を的確に遂行可能な2名（中学生以下不可）を配置できる、中学生以上の
人員で構成されたチーム（但し中学生は第2区、第4区及び第5区のみとする）
※上限100チームで市内優先
- 11 参加区分 (1) 1部 2部及び3部の条件に該当しないチーム
(2) 2部 男性を含むチームで次のいずれかに該当するチーム
　(ア) トータル年齢が180歳以上
　(イ) 男女混成のチームのうち、男性全員が35歳以上のチーム
(3) 3部 女性のみで編成されたチーム
【注意】2部において、補欠選手の出場により参加区分に変更が生じた場合は、オープン参加と
する。
- 12 参加申込 **市内チーム**
所定の申込用紙に必要事項を記入の上、実行委員会事務局（碧南市臨海体育館）に参加費を
添えて提出する。

市外チーム

所定の申込用紙に必要事項を記入の上、実行委員会事務局（碧南市臨海体育館）に提出する。参加費は監督会議にて提出すること。先着に漏れた場合のみ1月31日（土）までに郵送にて通知を行う。

<期限>令和8年1月6日（火）～17日（土）**厳守**

13 参加費 金6,000円／チーム
(※参加申込締切日以後のキャンセルについては、返金はしない。)

14 表彰 (1) 1部、2部ともに第6位まで。3部については、参加チーム数により決定する。
(2) 区間賞、とび賞あり 【※ 同タイムの場合は、高年齢を上位とする。】
【※ とび賞は20位以下の下一桁が3及び5のチームとする。】
(3) 連続出場選手賞（男性は10回ごと、女性は5回ごと）
【連続出場選手賞については、申込時に別様式にて自己申告が必須。中止になった第28回、第47回、第48回、第49回（令和元年、2年、3年）は出場回数に含まない。】

15 監督会議 (1) 日時 令和8年2月7日（土）
午後4時から
(2) 場所 碧南市臨海体育館 第1体育室
(3) 出席者 チーム監督及び交通整理員2名
※監督会議を欠席したチームは、大会を辞退したものとして扱う。

16 その他 (1) 要項の内容に違反した場合は、失格になる場合がある。
(2) 監督会議で指示した事項を遵守すること。
(3) 正選手間の区間変更は認めない。
(4) 第2中継点は11:10に再スタート。なお、第1中継点は10:35、第2中継点は11:10、第3中継点は11:50、第4中継点は12:10までに中継できないチームは、繰り上げスタートとなる。（繰り上げスタート時の赤タスキは本部にて用意する。）
(5) 本大会中の傷害・疾病等についての応急処置は、主催者で行うが、以後の責任は負わない。
(6) 健康には十分留意し、体調不良の場合は出走を取りやめること。
(7) 参加申込みと同時に誓約書を提出すること。尚、未成年者は保護者の承諾書を添えて提出すること。
(8) 交通整理員は、交通安全の旗を活用し、大会のベストを着用のうえ所定の位置でコース上の安全を確保すること。
(9) 本大会に関する異議申し立てをする場合は、書面にて当日の午後1時までに実行委員会事務局まで提出すること。
(10) 路上駐車は絶対にしないこと。
(11) 当日の開催案内は、午前7時から下記の問い合わせ先にて確認すること。
(12) タスキは各チームで用意すること。横幅が4～6cm程度のものとする。赤色は使用不可。
(13) 申込書のチーム名、氏名は正確に記入すること。申込後の変更は認めない。
(14) 補欠は3名以内とする。（交通整理員との兼務は不可）
(15) バスの利用申請をする場合は、必ず利用すること。申請だけして利用しなかった場合、次回からは利用申請を断る場合がある。
(16) 大会当日、受付時間内に受付を行なわないチームについては、オープン参加とする。
(17) 天候及び災害等により、やむを得ず大会を中止とする場合、参加費の返還は一切行いません。



<問い合わせ先>

〒447-0853 碧南市浜町2番地3 臨海体育館内 碧南市民駅伝大会実行委員会事務局

TEL : 0566-48-5311 FAX : 0566-42-8368

休館日 月曜日及び月曜日が祝日の場合はその翌営業日

碧南市民駅伝大会 コース図



碧南小学生駅伝2026要項

- 1 趣 旨 スポーツに参加する機会を作り、健康保持増進とスポーツマインドの高揚を図る。
この大会はスポーツ推進計画に基づく「元気っス！運動」の一環として開催する。
- 2 主 催 碧南市、碧南市教育委員会、碧南市スポーツ協会
- 3 主 管 碧南市民駅伝大会実行委員会
- 4 後 援 碧南商工会議所、碧南ロータリークラブ、碧南ライオンズクラブ、(株)中日新聞社
- 5 協 力 碧南市陸上競技協会、碧南市スポーツ推進委員会
- 6 協 賛 ウエルネオシュガ一株式会社中部工場、アイシン辰栄株式会社、
(株)ユナイテッドスポーツ 橋原スポーツ
- 7 日 時 (1) 日 時 令和8年3月1日(日) 少雨決行
(2) 受 付 午前 7時50分～8時20分
(3) 開 会 式 午前 8時30分～9時00分
(4) スタート 午前10時15分
(5) 表 彰 式 午前11時30分(予定)
- 8 会 場 臨海公園ドーム(受付 表彰式)
- 9 コース 臨海公園周辺(別紙のとおり) 5周(1周×5人)
- 10 参加資格 小学3年生～6年生。市内市外は不問とする。
チーム数は先着で50チームまでとする。(市内チーム優先)
大会補助スタッフ1名(中学生以下不可)を配置できること。
- 11 参加申込 **市内チーム**
所定の申込用紙に必要事項を記入の上、実行委員会事務局(碧南市臨海体育館)に参加費を添えて提出する。
市外チーム
所定の申込用紙に必要事項を記入の上、実行委員会事務局(碧南市臨海体育館)に提出する。
参加費は監督会議にて提出すること。先着に漏れた場合のみ1月31日(土)までに郵送にて通知を行う。
<期限>令和8年1月6日(火)～17日(土)厳守
- 12 参 加 費 金1,000円/チーム
- 13 表 彰 第6位まで(参加チームが30チーム未満の場合は、第3位まで)
元気っS賞あり
- 14 監督会議 (1) 日 時 令和8年2月7日(土)午後5時から
(2) 場 所 碧南市臨海体育館第1体育室
(3) 出席者 チーム監督及び大会補助スタッフ1名参加すること
- 15 そ の 他 (1) 要項の内容に違反した場合は、失格になる場合がある。
(2) 監督会議で指示した事項を遵守すること。
(3) 本大会中の傷害・疾病等についての応急処置は、主催者で行うが、以後の責任は負わない。
(4) 健康には十分留意し、体調不良の場合は出走を取りやめること。
(5) 補助スタッフは交通安全の旗を活用し、所定の位置でコース上の安全を確保すること。
(6) 本大会に関する異議申し立てをする場合は、書面にて当日の午前11時までに実行委員会事務局まで提出すること。
(7) 当日の開催案内は、午前7時からホームページもしくは下記の問い合わせ先にて確認すること。
(8) タスキは各チームで用意すること。
(9) 当日提出するメンバー表の氏名は正確に記入すること。提出後の変更は認めない。

<問い合わせ先>

〒447-0853 碧南市浜町2番地3 臨海体育館内 碧南市民駅伝大会実行委員会事務局

TEL: 0566-48-5311 FAX: 0566-42-8368

休館日 月曜日及び月曜日が祝日の場合はその翌日

小学生駅伝コース

1. 4.2km...1周



回覧

令和8年2月20日

旭地区の皆様へ

碧南市民駅伝大会実行委員会
実行委員長 榊原健
(公印省略)

第53回碧南市民駅伝大会における周辺道路の使用について（依頼）

早春の候、皆様方におかれましてはますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

みだしの大会開催にあたり、旭町・神有町地内の道路が本大会のコースとなり周辺の皆様方には大変ご迷惑をお掛けするかと存じます。また、当日は安全確保のため、下記のとおり車両進入規制を行います。大変ご迷惑をお掛けすると思いますが、ご理解ご協力の程をよろしくお願いいたします。

記

1 事業名

第53回碧南市民駅伝大会

2 日時

令和8年3月1日（日）11時05分から11時15分（雨天決行）

11時10分から11時30分（雨天決行）

3 場所

裏面のとおり

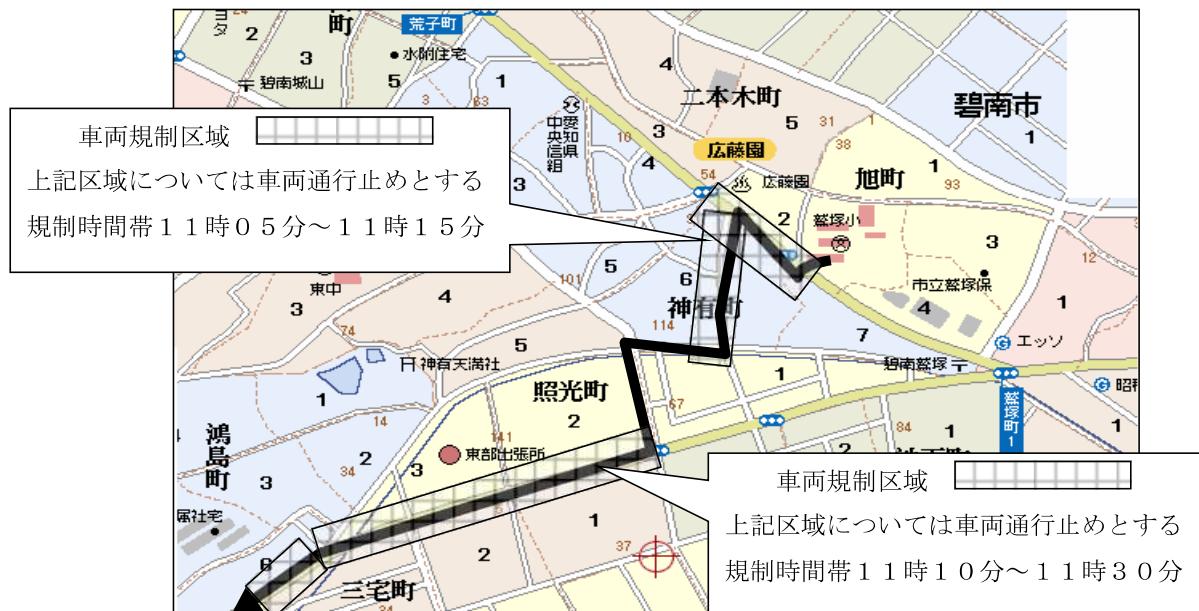
《連絡・問合せ》碧南市臨海体育館内事務局 スポーツ課 Tel 48-5311

車両規制区域図（旭地区）

規制時間帯 令和8年3月1日（日）

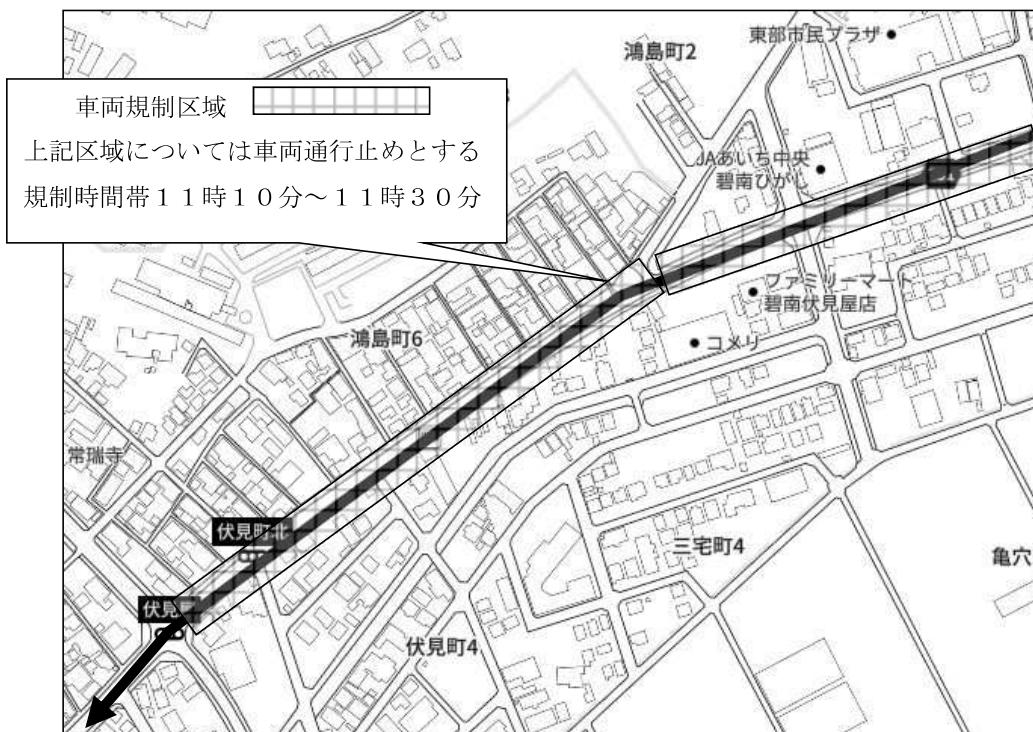
11時05分～11時15分

11時10分～11時30分



規制時間帯 令和8年3月1日（日）

11時10分～11時30分



回覧

令和8年2月20日

本郷町の皆様へ

碧南市民駅伝大会実行委員会
実行委員長 榊原健
(公印省略)

第53回碧南市民駅伝大会における周辺道路の使用について（依頼）
早春の候、皆様方におかれましてはますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。
みだしの大会開催にあたり、臨海公園がスタート・フィニッシュ地点となり本郷町地内の
道路は混雑が予想され、大変ご迷惑をお掛けするかと存じます。また、当日は安全確保のため、下記のとおり車両進入規制にご理解ご協力の程をよろしくお願ひいたします。

記

1 事業名

第53回碧南市民駅伝大会

2 日時

令和8年3月1日（日） 雨天決行

スタート時 9時50分から10時10分

フィニッシュ時 11時40分から12時45分

3 場所

裏面のとおり

《連絡・問合せ》碧南市臨海体育館内事務局スポーツ課 Tel 48-5311

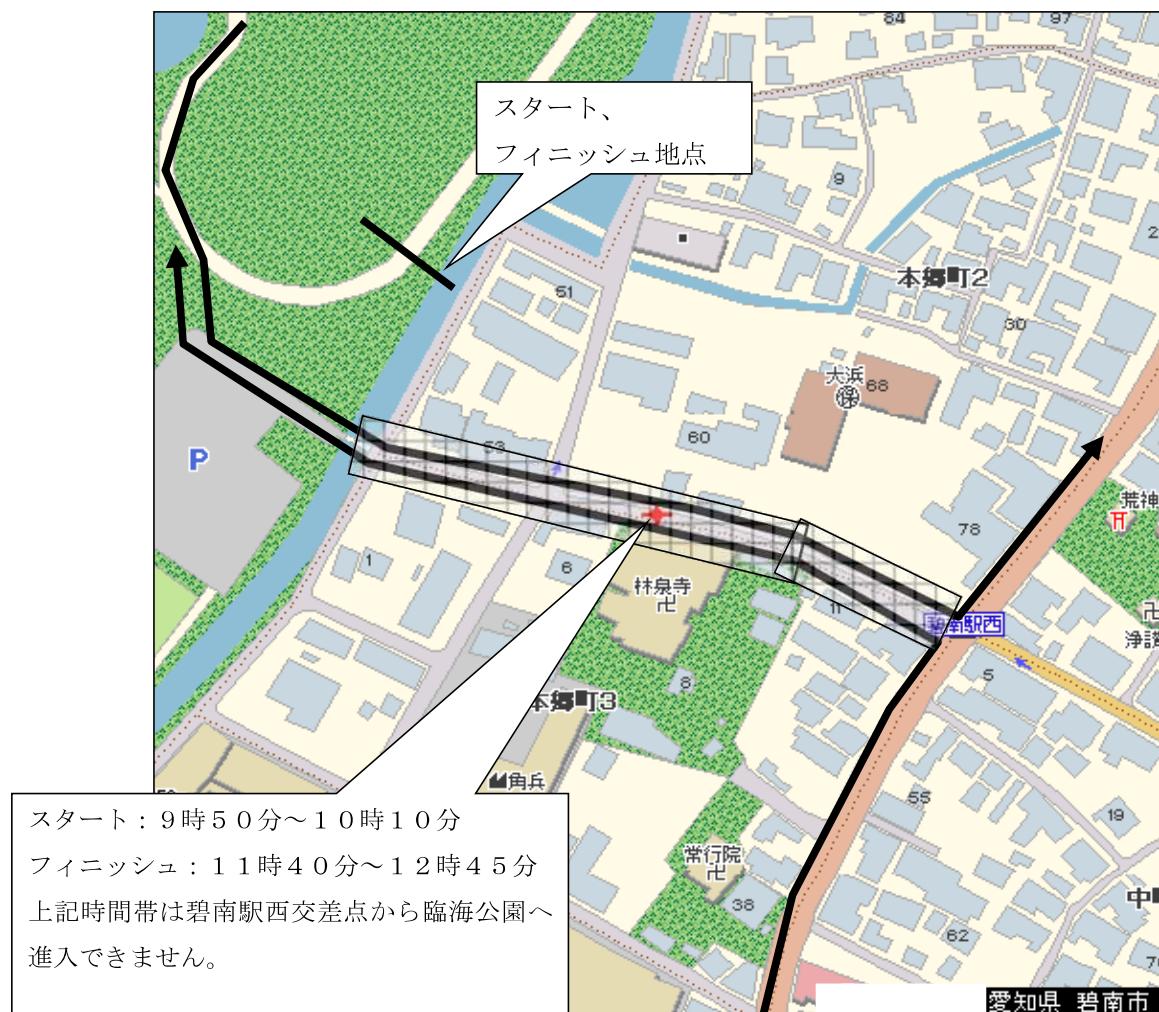
車両規制区域図（大浜地区）

規制時間帯 令和8年3月1日（日）

9時50分～10時10分

11時40分～12時45分

※上記時間帯は東側から車で臨海公園に入れません。ご協力をお願いします。



| |
|----------------|
| 連絡先 環境課ごみ減量係 |
| 担当 鈴木 章宏 |
| 電話 95-9899(直通) |

令和8年2月3日

碧南市連絡委員各位

碧南市経済環境部環境課
課長 中川知之

燃やすことのできるごみ袋及びごみカレンダーの配布について（依頼）

日頃より本市環境行政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

令和8年度の碧南市指定燃やすことのできるごみ袋及びごみカレンダーの配布を依頼させていただきます。つきましては、下記のとおりご対応をよろしくお願いします。

記

1 配布枚数

1世帯につき100枚

各町内会よりご提出いただいた「町内会加入世帯リスト」を基に把握した加入世帯数分を配送いたします。なお、予備として3世帯分多く配布しています。

2 配布方法

「町内会加入世帯リスト」で報告いただいた町内会加入世帯へ、ごみ袋を配布していただきますようお願いします。また令和8年中に退会予定と書かれた世帯にはこちらからごみ袋を配布いたします。そのような世帯の方には配布しないようお願いいたします。

アパート等の集合住宅は別で配布先リストをお渡しします。市で住民票が確認できる部屋番号が記載されていますので、リストに記載がある部屋には確実に配布をお願いいたします。

3 配送日程・配送先

令和8年3月2日（月）から令和8年3月6日（金）まで

別紙「ごみ袋配達表」のとおり、連絡委員各位のご自宅への配達を予定しております。なお、前年度に区民館等への配達を希望された町内会には、区民館等への配達を予定しております。

4 変更のご連絡について

(1) 配送に関する変更（配達日程、配達先等）がある場合

令和8年2月11日（水）までに環境課へご連絡ください。変更は上記配達期間内
12日（木）

(3月2日(月)～3月6日(金))でお願いします。

(2) 町内会加入世帯数の変更がある場合

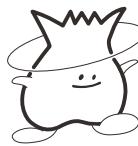
ア 町内会への加入や退会により世帯数に増減があった場合は、令和8年2月27日(金)までに環境課までご連絡ください。

イ 令和8年2月28日(土)以降の転入者につきましては、環境課窓口にてごみ袋を配布しますのでご連絡は不要です。

5 問合せ先

環境課ごみ減量係

T E L : 9 5 - 9 8 9 9 (直通) F A X : 4 8 - 2 9 4 0



令和8年度

ごみカレンダー

●裏面もご覧ください。

燃やすことのできるごみ

生ごみ(料理くず、残飯等)、ビニール、ラップ、ゴム、再生のきかない紙くずや布くず

当日の朝6時30分までに出してください

革製品(くつ、かばん、ベルト等)、小枝、草、紙おむつなど

毎週月・木曜日

市北部地域

相生町、旭町、浅間町、油渕町、荒居町、荒子町、井口町、池下町、植出町、大久手町、大坪町、奥沢町、長田町、尾城町、 笹田町、金山町、神有町、上町、神田町、雁道町、北浦町、北町、久沓町、源氏神明町、向陽町、西湖町、幸町、坂口町、 笹山町、三度山町、島池町、清水町、照光町、白沢町、白砂町、城山町、新川町、新道町、未広町、洲先町、住吉町、千福町、宝町、竹原町、田尻町、立山町、鶴見町、天神町、道場山町、鳥追町、中後町、中山町、繩手町、西山町、二本木町、野錢町、浜尾町、半崎町、東山町、平山町、広見町、吹上町、福清水町、札木町、踏分町、古川町、平和町、堀方町、松江町、松原町、丸山町、見合町、緑町、宮後町、桃山町、屋敷町、山神町、山下町、用久町、六軒町、若水町、鷺塚町、鷺林町

毎週火・金曜日

市南部地域

雨池町、石橋町、伊勢町、稻荷町、入船町、江口町、大堤町、大浜上町、音羽町、春日町、霞浦町、亀穴町、河方町、川口町、川端町、栗山町、源氏町、鴻島町、小屋下町、権現町、権田町、栄町、作塚町、沢渡町、三角町、三間町、汐田町、塙浜町、潮見町、志貴崎町、志貴町、下洲町、善明町、棚尾本町、築山町、天王町、中江町、中田町、中松町、錦町、西浜町、日進町、野田町、羽根町、浜田町、浜寺町、東浦町、伏見町、舟江町、平七町、本郷町、前浜町、松本町、岬町、港本町、三宅町、宮町、矢縄町、弥生町、葭生町、流作町、若松町、若宮町

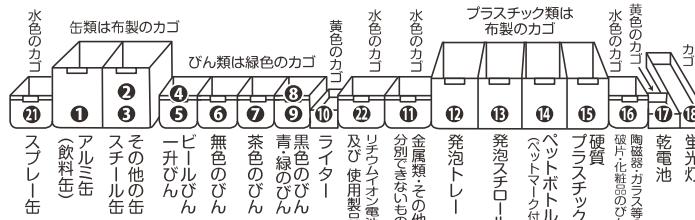
12月31日(木)・1月1日(金)は
収集いたしません

- 袋の口は持ち手でしっかりしばってください。口閉じにガムテープやひもを使用しないでください。
- ごみの集積にご協力をお願いします。
- 碧南市指定の収集袋で決められた道路に出しましょう。
- 草、枯れ葉などのごみは、木曜日又は金曜日での排出にご協力をお願いします。

資源となるごみ・埋立てごみ・特別ごみ 朝6時30分から8時30分の間に出してください

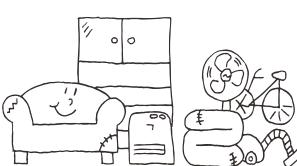
| | 8年3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 9年1月 | 2月 | 3月 | 4月 |
|---------------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----|
| 新川(東部)地区 千福、浜尾、東山、西山 | 6(金) 20(金) | 3(金) 17(金) | 1(金) 15(金) | 5(金) 19(金) | 3(金) 17(金) | 7(金) 21(金) | 4(金) 18(金) | 2(金) 20(金) | 6(金) 29(火) | 4(金) 15(金) | 5(金) 19(金) | 5(金) 19(金) | 2(金) 16(金) | |
| 新川(西部)地区 久沓、田尻、西松江、東松江、鶴ヶ崎 | 3(火) 17(火) | 7(火) 21(火) | 5(火) 19(火) | 2(火) 16(火) | 7(火) 21(火) | 4(火) 18(火) | 1(火) 15(火) | 6(火) 20(火) | 3(火) 17(火) | 1(火) 15(火) | 5(火) 19(火) | 2(火) 16(火) | 6(火) 20(火) | |
| 中央(東部)地区 道場山、中山 | 13(金) 27(金) | 10(金) 24(金) | 8(金) 22(金) | 12(金) 26(金) | 10(金) 24(金) | 14(金) 28(金) | 11(金) 25(金) | 9(金) 23(金) | 13(金) 27(金) | 11(金) 25(金) | 8(金) 22(金) | 12(金) 26(金) | 12(金) 23(金) | |
| 中央(西部)地区 天王 | 11(水) 25(水) | 8(水) 22(水) | 13(水) 27(水) | 10(水) 24(水) | 8(水) 22(水) | 12(水) 26(水) | 9(水) 23(水) | 14(水) 28(水) | 11(水) 25(水) | 9(水) 23(水) | 13(水) 27(水) | 10(水) 24(水) | 10(水) 28(水) | |
| 大浜(北部)地区 大浜上、大浜中 | 12(木) 26(木) | 9(木) 23(木) | 14(木) 28(木) | 11(木) 25(木) | 9(木) 23(木) | 13(木) 27(木) | 10(木) 24(木) | 8(木) 22(木) | 12(木) 26(木) | 10(木) 24(木) | 14(木) 28(木) | 11(木) 25(木) | 11(木) 22(木) | |
| 大浜(南部)地区 大浜下 | 12(木) 26(木) | 9(木) 23(木) | 14(木) 28(木) | 11(木) 25(木) | 9(木) 23(木) | 13(木) 27(木) | 10(木) 24(木) | 8(木) 22(木) | 12(木) 26(木) | 10(木) 24(木) | 14(木) 28(木) | 11(木) 25(木) | 11(木) 22(木) | |
| 旭(南部)地区 伏見屋区、平七区、家下、砂子、流作町 棚尾地区 全域 | 5(木) 19(木) | 2(木) 16(木) | 7(木) 21(木) | 4(木) 18(木) | 2(木) 16(木) | 6(木) 20(木) | 3(木) 17(木) | 1(木) 15(木) | 5(木) 19(木) | 3(木) 17(木) | 7(木) 21(木) | 4(木) 18(木) | 1(木) 15(木) | |
| 旭(北部)地区 鷺塚、鷺林、旭、西部、神有、天神、鷺塚住宅 | 10(火) 24(火) | 14(火) 28(火) | 12(火) 26(火) | 9(火) 23(火) | 14(火) 28(火) | 11(火) 25(火) | 8(火) 22(火) | 13(火) 27(火) | 10(火) 24(火) | 8(火) 22(火) | 12(火) 26(火) | 9(火) 23(火) | 13(火) 27(火) | |
| 西端地区 全域 | 4(水) 18(水) | 1(水) 15(水) | 6(水) 20(水) | 3(水) 17(水) | 1(水) 15(水) | 5(水) 19(水) | 2(水) 16(水) | 7(水) 21(水) | 4(水) 18(水) | 2(水) 16(水) | 6(水) 20(水) | 3(水) 17(水) | 7(水) 21(水) | |

ステーションでは右の図のようにカゴが並んでいます。



- 紙類・布類は、雨天は収集できません。
- 紙類は種類別にひもでしばってください。
- 布類は袋に入れるかひもでしばってください。
- 新聞紙(折込チラシ)段ボール紙パックその他(雑誌含む)

粗大ごみ 電化製品、寝具類、家具類、自転車、その他 朝6時30分から8時30分の間に出してください



| | 8年3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 9年1月 | 2月 | 3月 | 4月 |
|--------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 中央地区(中部公民館)、旭(南部)地区(日進公民館) | 4(水) | 1(水) | 6(水) | 3(水) | 1(水) | 5(水) | 2(水) | 7(水) | 4(水) | 2(水) | 6(水) | 3(水) | 3(水) | 7(水) |
| 新川地区(新川公民館)、棚尾地区(ものづくりセンター) | 11(水) | 8(水) | 13(水) | 10(水) | 8(水) | 12(水) | 9(水) | 14(水) | 11(水) | 9(水) | 13(水) | 10(水) | 10(水) | 14(水) |
| 大浜地区(大浜公民館)(南市民プラザ西) | 18(水) | 15(水) | 20(水) | 17(水) | 15(水) | 19(水) | 16(水) | 21(水) | 18(水) | 16(水) | 20(水) | 17(水) | 17(水) | 21(水) |
| 旭(北部)地区(鷺塚公民館)、西端地区(油ヶ淵遊園地駐車場) | 25(水) | 22(水) | 27(水) | 24(水) | 22(水) | 26(水) | 23(水) | 28(水) | 25(水) | 23(水) | 27(水) | 24(水) | 24(水) | 28(水) |

●種類別に分けて出してください。●ふとん類は雨天は回収できません。

クリーンセンター衣浦 年末年始を除く、月から金曜日の朝8時30分から11時30分 及び 13時00分から16時30分の受付

一時に多量にでる家庭ごみ(引越し、庭木剪定、草刈等のごみ)、事業系ごみ(会社や商店、飲食店からでる一般廃棄物)は、クリーンセンター衣浦に持ち込むか、一般廃棄物処理業の許可業者に処理を依頼してください。なお、暴風警報の発令や火災などの事故があつた場合は受付を休止します。

受入れ方法



- 2トン以下の自動車(ロングワイドボディ車は除く)、自動二輪車、自転車、徒步は不可)で持ち込んでください。
- 家庭ごみを持ち込む場合は、100kgまで無料、100kgを超えた部分は10kgにつき50円の使用料が必要になります。(令和8年9月30日まで)
(令和8年10月1日から)30kgまで無料、30kgを超えた部分は10kgにつき100円の使用料が必要になります。
- 可燃ごみに、マッチャライター、スプレー缶、ガスボンベ、リチウムイオン電池を含む小型家電などの火災の原因になるものを混入させないでください(搬入する場合は係員の指示に従ってください)。

次のものは市及びクリーンセンター衣浦では受け付けできません。

産業廃棄物、分別していないごみ、プロパンガスボンベ、バッテリー、揮発油、軽油・灯油・重油等の石油製品、油又は塗料の入っている缶、消火器、薬葉、農薬、農機具、オートバイ、テレビ、洗濯機、乾燥機、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、タイヤ、ホウリングの球、耐火金庫等

★クリーンセンター衣浦 ごみの特別搬入受付 5月24日、7月19日、9月20日、11月15日、12月27日、1月17日、3月21日 受付時間は朝8時30分から11時30分。※12月27日は13時から16時30分も受け付けします。

●ごみについてのお問い合わせは ●碧南市環境課 TEL.0566-95-9899(直通) クリーンセンター衣浦 TEL.0566-41-3479

荒天時におけるごみ収集について

燃やすことのできるごみ（市指定袋）の収集

●暴風警報・避難情報が発令された場合・積雪の場合

- 台風接近時など荒天時のごみ出しあは危険です。また、ごみの飛散にもなるため、できる限りごみ出しあは控えてください。
- 発令中（積雪も同様）でも安全確認をしながらごみ収集をしますが、状況により中止する場合があります。

●ごみ出しの際のお願い

- 中止となった場合は、いったんごみ袋を出して、できる限り引き下げ、次回の収集日に出してください。代替の収集はしません。
- 荒天時や中止時の次の収集は、普段とは収集時間帯が異なりますので、朝8時30分までのごみ出しにご協力ください。

避難情報とは

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保があり、いずれも市が発令します。「高齢者等避難」は避難に時間を要する人は避難を、「避難指示」はいずれの人も安全な場所に避難する状況です。「緊急安全確保」は直ちに安全な場所で命を守る行動をとる状況です。

資源ごみステーション・粗大ごみステーション

●ステーションの開設を中止する場合

- 当日の午前6時、またはステーション開設中に暴風警報・避難情報が発令された場合は中止します。実施時間中に解除されても当日は開設しません。
- 前日に暴風警報・避難情報が発令されて、資源ごみステーション開設資材の配布ができない場合は中止します。

●代替日について

資源ごみステーション

代替日は設けません。
(次回、実施される資源ごみステーションかクリーンセンター衣浦をご利用ください。)

粗大ごみステーション

代替日は設けません。
(別日に実施される近隣地区の粗大ごみステーションかクリーンセンター衣浦をご利用ください。)

●埋立てごみの排出方法について 下記の説明は、家庭から出た埋立てごみを対象にしています。事業系のごみ、産業廃棄物は扱いません。

- 埋立てごみの排出場所……… 資源ごみステーションに持ち込んでください。（「⑩陶磁器・ガラス等の破片・化粧品のびん」のカゴに出てください。）
- 排出できる埋立てごみの量… 資源ごみステーションで出すことができる埋立てごみは、一斗缶で3杯までです。
それ以上の多量の埋立てごみは受け取りません。廃棄物処理業者等に依頼してください。
- 埋立てごみの種類…………… (1)陶磁器・ガラス等の破片 (2)レンガ・瓦の碎いたもの(こぶし大の大きさにしてください。)
(3)ブロック・コンクリート・石の碎いたもの(こぶし大の大きさにしてください。) (4)園芸等の不要となった土砂
(5)日曜大工に伴う壁土等 (6)その他

●なぜごみの分別をしているのか――

ごみをごみとして捨てるのではなく、まだ使えるものを分別することによって、限りある資源を有効に使い、また、ごみそのものを減らすことにより、焼却場や埋立地を少しでも長く使えるようにするためです。ごみの処理施設をつくるためには、多額のお金が必要となるうえ、場所もなかなか見つからないという問題もあります。このような理由から、ごみ減量・リサイクルを推進するために、ごみの分別をお願いしています。



●ごみ分別無料アプリ「さんあ～る」

スマートフォンにアプリをダウンロードすればいつでもどこでもお住いの地区のごみに関する情報を見ることができます。

機能一覧

・ごみカレンダー

お住いの地区的燃やすことのできるごみ、資源ごみの収集日を確認できます。
アラームで事前にお知らせする機能もあります。

・資源ごみステーションの地図

各地区で開設される資源ごみステーションの地図を見るすることができます。
ステーションまでの経路や道案内も可能です。

・分別帳

ごみの品目名から、分別方法を検索できます。

・インフォメーション

ごみに関する情報を見ることができます。

アプリのダウンロードは下記のQRコードから

※アプリの利用料は無料ですが、通信料は自己負担です。



QRコード (iOS)



QRコード (Android)



連絡先 高齢介護課高齢福祉係
担当 伊藤
電話 95-9888
Eメール koureika@city.hekinan.lg.jp

令和8年2月3日

碧南市連絡委員各位

福祉部高齢介護課
課長 小林圭介
(公印省略)

敬老会助成事業の廃止について（通知）

日頃より高齢者福祉事業に多大なるご協力をいただき誠にありがとうございます。
市では令和7年9月24日に発出した財政非常事態宣言に伴う緊急行財政対策として、標準的な市民負担及びサービス水準で事業を実施していくため、各事業の見直しを進めているところであり、敬老会助成事業につきましては下記のとおり廃止を予定しています。各地区連絡委員の皆様方におかれましては、長年に渡り当事業にご協力をいただいてきたところですが、何卒、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

記

1 廃止事業名

敬老会助成事業 80歳以上×1,000円／人（7地区）

2 廃止時期

令和8年度より

※なお、敬老金支給事業（満90歳及び満99歳以上の方へ市が祝金を直接支給）につきましては、令和8年度も実施予定です。

7 碧 危 号 外
令和8年2月3日

碧南市連絡委員 正副幹事 各位

市民生活部危機管理課
課長 生田尚人
(公印省略)

防災行政無線（移動系）の更新及び配備先の見直しについて（通知）

平素より、本市の防災行政に御理解と御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、今年度末で防災行政無線（移動系）を更新及び配備先を見直すこととなりました。
つきましては、下記のとおり御協力賜りますようお願い申し上げます。

記

1 内容

防災行政無線（移動系）は、老朽化による修繕費用の増加に加え導入業者が無線事業から撤退しており、今後保守点検や修繕ができなくなるため、代わりにIP無線機を配備し有事の際適正に運用できるよう、配備数や配備先の見直しを行います。

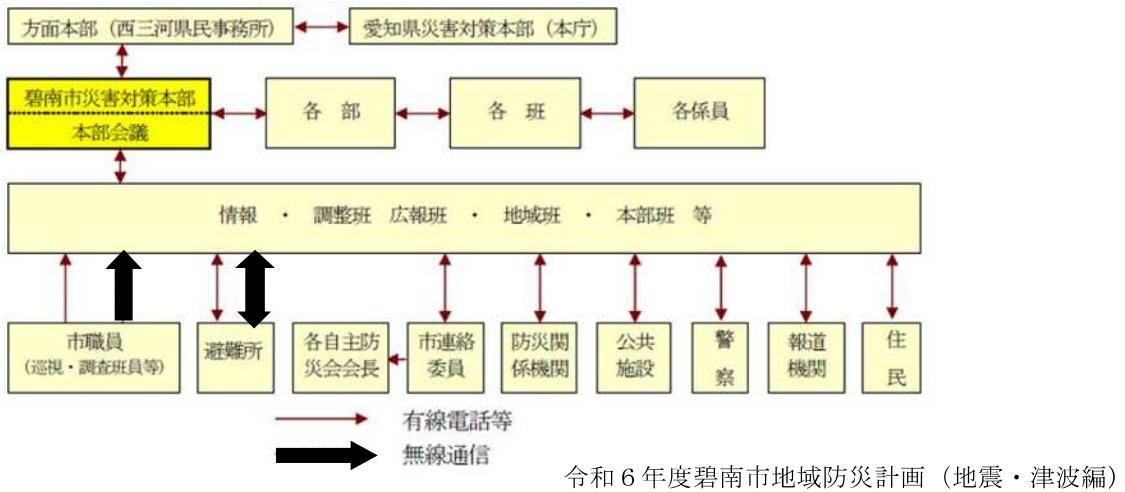
2 大規模災害時における連絡体制

(1) 現状の体制

災害対策本部が避難指示等の発令を行った場合、防災行政無線（移動系）で各地区の連絡委員正副幹事へ連絡し、住民に対する災害情報伝達を依頼していました。また、地区から災害対策本部への情報伝達手段として防災行政無線（移動系）を使用していました。

(2) 今後の体制

市民への災害情報伝達については、碧南市LINE公式アカウント、防災メール、災害用電話サービス等において、周知が図られるようになってきております。今後地区から災害対策本部への災害情報伝達の際は有線電話または、別紙の避難所配備するIP無線機をご使用いただきますようお願いいたします。



3 無線機の回収

令和8年3月20日（金）までに、危機管理課に返却いただくようお願いいたします。

4 回収物

(1) 無線機本体



(2) 無線機充電器



(3) 取扱説明書



(4) その他関係書類

担当 碧南市市民生活部危機管理課地域防災係 永坂・磯村
〒447-8601 碧南市松本町28番地
TEL 0566-95-9875 Fax 0566-41-5412
E-Mail kikikanri@city.hekinan.lg.jp

| |
|-----------------|
| 連絡先 地域協働課共生協働係 |
| 担当 水村・杉浦 |
| 電話 95-9872 (直通) |

令和8年2月3日

碧南市連絡委員各位

市民生活部地域協働課

課長 堀田葉子

令和7年度地域振興事業補助金実績報告書の提出について（依頼）

余寒の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、地区行政諸般に多大なるご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、みだしの助成事業の完了にあたり実績報告書の提出が必要となりますので、下記のとおりお願ひいたします。

記

1 提出書類

- (1) 実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 事業報告書

2 提出期限

令和8年3月31日（火）まで

3 提出先

碧南市役所地域協働課共生協働係

4 その他

- (1) 提出書類の記入にあたり、別紙「記載例」をご参考ください。
- (2) 収支決算書、事業報告書は碧南市ホームページ内地域協働課からダウンロードできます。
- (3) 例年、収支決算書に記載があつても、事業報告書に記載がないケース（もしくはその反対）が見受けられます。事業実績に基づき、記入をお願いいたします。

記載例

様式第5号（第10条関係）

補助事業実績報告書

令和8年3月31日

碧南市長 小池 友妃子 殿

令和7年度の区長・町内会長の住所・氏名をご記入ください。

地 区 名 ○○○○

代表者住所 碧南市 [REDACTED]

職名・氏名 [REDACTED]

令和7年4月1日付け7碧地第1号一 で補助金の交付決定を受けた補助事業を完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名 ○○○○町内会（区）における地域振興事業

2 施行期間 着手 令和 7年4月 1日
完了 令和 8年3月31日

3 実施状況 完了

4 添付書類
(1) 令和7年度地域振興事業収支決算書
(2) 令和7年度事業報告書

記載例

令和7年度地域振興事業収支決算書

収入の部

«町内会等名»

| 項目 | 収入決算額 |
|-----------|----------|
| 地域振興事業補助金 | 950,000円 |

●地域振興事業補助金充当額●

今年度の始めに交付された「地域振興事業補助金」を、「1. 生活環境の清潔、美觀の維持等に関する事業」～「5. その他の事業」までの項目の中で、実際に支出した項目別に分けて記入してください。

●区費等よりの充当額●

「地域振興事業補助金」以外に、当該事業に区費等から支出した額を記入してください。

●事業決算額●

「地域振興事業補助金充当額」と「区費等よりの充当額」の合計になります。

※項目は変更することができます

支出の部

| 項目 | 地域振興事業補助金充当額 | 区費等よりの充当額 | 事業決算額 |
|-------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 1. 生活環境の清潔、美觀の維持等に関する事業 | 100,000円 下記ア～イの計 | 50,000円 下記サ～シの計 | 150,000円 下記ナ～ニの計 |
| ①側溝等清掃事業 | ア 100,000 | サ 50,000 | ナ 150,000 |
| ② | イ 0 | シ 0 | ニ 0 |
| 2. 社会福祉の増進、健康管理に関する事業 | 500,000円 下記ウの計 | 100,000円 下記スの計 | 600,000円 下記ヌの計 |
| ①敬老会事業 | ウ 500,000 | ス 100,000 | ヌ 600,000 |
| 3. 生活の安全確保の推進に関する事業 | 100,000円 下記エ～オの計 | 0円 下記セ～ソの計 | 100,000円 下記ネ～ノの計 |
| ①交通安全街頭指導事業 | エ 0 | セ 0 | ネ 0 |
| ②防火、防犯巡視事業 | オ 100,000 | ソ 0 | ノ 100,000 |
| 4. 地域の健全な発展に関する事業 | 100,000円 下記カ～クの計 | 200,000円 下記タ～ツの計 | 300,000円 下記ハ～フの計 |
| ①新春文化展等文化事業 | カ 50,000 | タ 100,000 | ハ 150,000 |
| ②運動会等体育事業 | キ 50,000 | チ 100,000 | ヒ 150,000 |
| ③ | ク 0 | ツ 0 | フ 0 |
| 5. その他の事業 | 150,000円 下記ケ～コの計 | 0円 下記テ～トの計 | 150,000円 下記ヘ～ホの計 |
| ①・・・・・・ | ケ 150,000 | テ 0 | ヘ 150,000 |
| ② | コ 0 | ト 0 | ホ 0 |
| 1～5の総合計金額 | 950,000円 | 350,000円 | 1,300,000円 |

※金額が一致すること

記 載 例

令和7年度事業報告書

«町内会等名»

| 月 | 事 業 内 容 | 対 象 者 |
|--------|---|---------|
| 4 月 | 地区一斉清掃、 | 青少年、役員、 |
| | 防災訓練、地区スポーツ大会 | 区民全員 |
| | 区民館設備点検 | 役員 |
| | | |
| 5 月 | | |
| | | |
| | | |
| | ※令和7年4月に市に提出した事業計画書を元に、月ごとの事業と対象者を記入してください。 (神社等の宗教関係の行事や盆踊りは除いてください。) | |
| 6 月 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 7 月 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 8 月 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 9 月 | | |
| | | |
| | | |
| | | |

令和8年度広報へきなん配布日程

| 広報へきなん | 連絡委員配布日 |
|----------|-----------------------------------|
| 令和8年 4月号 | 令和8年 3月27日（金） ※4月全体会でのお知らせと同日程 |
| 5月号 | 4月24日（金） |
| 6月号 | 5月22日（金） |
| 7月号 | 6月26日（金） |
| 8月号 | 7月24日（金） |
| 9月号 | 8月21日（金） |
| 10月号 | 9月25日（金） |
| 11月号 | 10月23日（金） |
| 12月号 | 11月27日（金） |
| 令和9年 1月号 | 12月25日（金） |
| 2月号 | 令和9年 1月22日（金） |
| 3月号 | 2月19日（金） |
| 4月号 | 3月26日（金） |